



平成26年11月11日


総務常任委員会

委員長 匂坂 祐二 殿

総務常任委員会

委員 橋爪 明子 

同 加藤 香子 

同 高野 敬 

議案第71号 逗子市市民参加条例の一部改正に対する修正案について

標記の議案に対する修正案を逗子市議会会議規則第92条の規定により、別紙のとおり提出する。

(別紙)

逗子市市民参加条例の一部改正に対する修正案について

逗子市市民参加条例の一部改正案の一部を次のように修正する。

「同条第2項中「パブリックコメントにより意見を求めたときは」を「パブリックコメントを行ったときは」に改める。」を「同条第2項中「パブリックコメントにより意見を求めたときは」を「パブリックコメントを行ったときは」に改め、同項を同条第3項とし、同項の前に次の1項を加える。

2 市の執行機関は、パブリックコメントを行うときは、事前に説明会を実施し広く市民に説明するものとします。」に改める。

(提案理由)

より市民参加を促進し広く市民意見を聴取する必要があることから、修正の要あるため提案する。